箱物、袋物、廃棄物等の荷を取り扱う全ての事業者のみなさまへ

はい作業による労働災害を防止しましょう

<u>長岡労働基準監督署管内では、荷の崩壊による労働災害が発生し,尊い命が失われています。はい</u>作業による災害の発生を防止するため,職場の安全衛生管理についてチェックしてみましょう。



畜産用飼料入りのフレキシブルコンテナを倉庫 から搬出する作業中に発生した死亡災害

1.はいとは

倉庫や土場に積み重ねられた荷の集団(袋物、箱物、木材、木材および鋼材等)を「はい」といいます。ただし小麦、大豆、鉱石 等のバラ物の荷を除きます。

2. はい作業とは

はい付け、はいくずし、はい上での検数や点検等の作業が該当します。ただし、荷役機械の運転者のみによって行われる場合を除くため、運転者以外の人が立ち入らない作業は除外されます。

3.法令上必要なこと (一部抜粋)

(1)はいの崩壊防止/立入禁止の徹底

はいの崩壊または荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、荷崩れ防止フィルム や荷崩れ防止バンドを使用すること、〈い止めを施すこと、はい替えを行うこと等により、はいの崩壊や 荷の落下を防止する必要があります。また、はいの崩壊または荷の落下の危険がある箇所には、関係 労働者以外に対する立入禁止措置を講ずる必要があります。平積みを基本とし、崩壊や落下の危険 性を軽減することが重要です。

(2)はいくずし作業

高さ2メートル以上のはいくずしの作業を行う場合は、はいくずしを行う際は、中抜きをしないこと、 容器が袋、かます又は俵である荷によってはいが構成される場合は、ひな段状にくずし、各段の高さ は1.5メートル以下とすることが必要です。

(3)作業主任者の選任・職務

高さ2メートル以上のはいのはい付け、はいくずしの作業を行う場合は、はい作業技能講習を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、その者に、法定の職務(作業方法を決定し直接指揮すること、はいくずしを行うときにはいの崩壊がないか確認し作業の着手を指示すること、昇降設備や保護帽の使用状況を確認すること等)を行わせる必要があります。



木材半加工品の倉庫においてツキ板の検 品を行っているときに発生した死亡災害



はい作業に関する簡易チェックリスト

防止対策	チェック	その他
はいの崩壊防止 平積みを基本と、最大限はいを高く積まないような措置を講ずること。		
はいの崩壊防止 はいの状態を確認し、はいが崩壊しないように荷崩れ防止シートを使用し、 ロープで縛り、くい止めを施すなどの措置を講ずること。		
はいくずし作業 中抜き、下抜きを行わないこと。		
はいくずし作業 容器が袋・かます・俵の荷で構成されるはいは、ひな段状にくずし、ひな段の 各段は1.5m以下とすること。		
作業主任者の選任・職務 はい作業主任者を選任し、その者に、はいの崩壊がないか確認し作業の着 手を指示し、作業の直接指揮などの法定の職務を行わせること。		
保護帽の着用 高さ2m以上のはいの上で作業を行う場合や荷の落下の危険がある場所で 作業を行う場合に、保護帽を着用させること。		
<mark>昇降設備の使用</mark> 高さ1.5mを超えるはいの上で作業を行う場合は、滑止装置機能つきのは しごや階段を使用すること。		
立入禁止措置 はいの崩壊または荷の落下の危険がある場所に、関係労働者以外のものが 立ち入らないよう立入禁止措置を講ずること。		
はいの間隔 高さが2メートルを超えるはい(容器が袋、かます又は俵である荷によって構成されるものに限る)の下端に10cm以上の間隔をあけること。		
照度の保持 はい付け・はいくすしの作業が行われている場所については20ルクス以上、 労働者が作業のため通行する場所については倉庫内であれば8ルクス以上、 屋外であれば5ルクス以上の照度を保つこと。		